

平成 25 年 8 月 1 日

小売業代表者様

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構
理事長 河上 和雄

「盗品のネット処分に関する実態調査」ご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

インターネットの普及に伴って、小売店頭から万引きされた商品がネットを通じて売買されたり、ネットオークションに出品されて処分されているのではないかと、との声が、特に化粧品・医薬品をはじめ、カー用品、家電製品、ゲーム・書籍等、大きな万引き被害に悩まされている業界から挙がっています。

このため当機構では、平成 24 年 2 月「緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策 万引品処分市場対策に対する提言」を発し、関係方面の具体的な対応を提言いたしました。¹

幸い、警察庁をはじめ警察当局からも重大な関心が寄せられていますが、ネットによる処分という事柄の性質上、誰が、いつ盗られた、どのような商品が、どこで、どのような形で処分されたかという被害実態が明らかになっていないため、具体的な施策に結びついてはいません。

そこで、当機構では毎年実施いたしております「全国小売業万引被害実態調査」の中で、盗品のネット処分被害が大きいと推定される業種企業の皆様を対象に、さらに詳しい実態をお聴きするアンケート調査を、警察庁生活安全局のご協力のもとに、この度実施することといたしました。

本調査の結果は、盗品のネット処分実態に関するエビデンスとして、諸施策に活用される重要な試みです。業務ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、平成 25 年 8 月 19 日（月）までに同封の返信用封筒にてご投函くださるようお願いいたします。

絶大なご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

なお、本調査の結果は統計的に処理され、貴社のお名前を出してご迷惑をお掛けするようなことは一切ないことをお約束させていただきます。

記

本件についてのお尋ねは下記にお願いいたします。

NPO 法人全国万引犯罪防止機構 事務局

住所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8 中村ビル 4F

電話 (03) 3355 2322 福井、稲本

Fax (03) 3355 2344 e-mail info8@manboukikou.jp

¹ 「緊急提言・万引犯罪防止への喫緊の対応策 万引品処分市場対策に対する提言」は別紙資料をご参照ください。